

ハラスメントの防止に関する基本方針

令和8年4月1日

公益社団法人宇和島市シルバー人材センター

1. 基本的な考え方

公益社団法人宇和島市シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、職員及び会員が互いに尊重し、健全で働きやすい職場環境を維持するために、ハラスメントの防止を重要な課題とし、いかなる形態のハラスメントも容認せず、ハラスメントが発生した場合には速やかに対応し、再発防止に努めます。

2. ハラスメントの定義

センターでは、以下の行為をハラスメントと定義し、これを禁止します。

(1) パワーハラスメント

職務上の権限や地位を利用した不当な言動

(2) カスタマーハラスメント

発注者等からの社会通念上不当・悪質な要求や言動

(3) セクシャルハラスメント

性的な言動により職場環境を害する行為

(4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

妊娠、出産、育児又は介護に関する差別的な言動

(5) その他のハラスメント

職場の秩序や人間関係に悪影響を与える言動

3. 相談窓口の設置

ハラスメントに関する相談窓口をセンター事務局に設置し、職員及び会員から苦情又は相談の申出があった場合には、相談者のプライバシーを尊重しつつ、相談者の意向により適切な対応を行います。また、必要に応じて再発防止策を講じます。

4. ハラスメントの防止のための取り組み

センターは、ハラスメントの防止のため、以下の取り組みを行います。

(1) ハラスメントの防止のため当該基本方針を周知し、職員と会員がハラスメント問題について正しく理解するための研修や啓発を行います。

(2) ハラスメントのない職場環境づくりを進めるため、センターHPなどを通じて広報・啓発を実施します。

5. プライバシーと秘密の保護

ハラスメントに関する相談に対応する職員は、関係者のプライバシー及び秘密の保護を徹底します。相談内容や処理過程で知り得た情報は厳重に管理し、不利益な取り扱いが生じないように配慮します。

6. 基本方針の見直し

センターは、社会的な状況の変化に応じて、ハラスメントの防止に関する基本方針を定期的に見直し、継続的な改善を図ります。